

## 2-4 戦争被害者への謝罪と補償、責任者の処罰 <基礎編>

歴史は教訓として生かされるのだろうか？

### 戦争責任者の処罰

第二次世界大戦は、戦後に責任者に対する国際軍事裁判が行われた点で、それ以前の戦争と大きく

異なっている。

日本の同盟国であったドイツでは、1945年から翌年にかけて「ニュルンベルク裁判」という国際軍事裁判がひらかれ、侵略戦争の計画や加担あるいは戦争犯罪や非人道的な犯罪を犯したことを理由にして、元ナチス党の幹部や政府高官など24人が裁判にかけられ、半数の12人が死刑に処せられた。

日本では、ポツダム宣言（第10項）に基づいて、1946年から48年にかけて東京でA級戦犯に対する「極東国際軍事裁判（東京裁判）」【写真】が、またアジア各地で「BC級戦犯裁判」がひらかれた。東京裁判では「平和に対する罪（侵略戦争の計画など）」・「通例の戦争犯罪（捕虜の虐待など）」および「人道に対する罪（大量虐殺など）」で、東条英機元首相をはじめとする軍や政府の高官など28人が裁かれ、うち7人が死刑に処せられた。



### 被害者への謝罪と補償

ドイツは戦後、被害国に対して「永遠に謝り続ける」との決意で、真剣な謝罪を繰り返している【①】。また「連邦援護法」や「連邦補償法」などの法律や「記憶・

責任・未来」基金（総額100億マルク）の創設により被害者への補償にも積極的に取り組んでいる。さらに戦争犯罪人の捜索・裁判・処罰を現在でも続けている【②】。

この点で日本はドイツと対照的である。たとえば日本の首相が中国や韓国で謝罪の言葉を述べることはあるが、他の政治家が中国や韓国を侮辱する発言を繰り返したり、歴史を歪曲する言論が放置されていること等が原因で「本心からの謝罪」とは理解されていない。また日本政府は、在外資産の放棄や経済援助などの形での事実上の賠償のほかには、1951年のサンフランシスコ平和条約で「政府や国民の賠償請求権は相互に放棄する」趣旨の規定があることを理由に、被害国民への個人補償には応じない態度を続けている。また軍人恩給や被爆者援護などを除き日本人の戦争被害者にも補償をしていない。

①1970年ブランド首相のユダヤ人居住区跡での献花【写真】や、1985年ヴァイツゼッカー大統領の演説が有名。また2004年には首都ベルリン中心部の2万㎡の広大な敷地に、2711基におよぶ巨大な慰霊碑群を建設した。

②ドイツでは計画的殺人には時効がない。またユダヤ人虐殺の事実を否定する言論は禁止されている。

